

運送事業者に対する行政処分(令和5年8月分)

(自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貨物	令和5年8月8日	株式会社一城(法人番号 6100001000264) 代表者小林義達	長野県長野市大町 739-8	南部営業所	長野県長野市真島 町真島1507-1	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項	令和5年3月8日、監査実施。2件の違反が認められた。(1)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第9条の3第1項)(2)運行指示書の記載不備(安全規則第9条の3第1項～第3項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。